

平成25年

第3回市議会定例会 報告第7号

専決処分の報告について

平成25年7月5日函館市五稜郭町44番先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を平成25年7月25日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成25年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

444,550円

2 損害賠償の相手方

函館市内に住所を有する医療機関